



# 交通安全ニュース

(一社) 滋賀県トラック協会 安全環境委員会

令和元年12月  
第 105 号

## 「年末の交通安全県民運動」実施中！！

= 12月1日(日)~12月31日(火) =

### ◆ 運動の重点 ◆

- ① 高齢ドライバーを含む高齢者と子どもの交通事故防止
- ② 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗車中の安全確保
- ③ 全席シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ④ 飲酒運転の根絶
- ⑤ 横断歩道利用者ファースト運動の推進
- ⑥ 「あおり運転」「ながら運転」の防止

## 運転中のスマホ使用 罰則強化



ダメ!!

### 運転中のスマホ等利用に対する罰則強化の内容

**運転中にスマホ等を使用** 携帯電話使用等（保持）…通話（保持）、画像撮影（保持）する行為

	改正前	改正後
罰則	5万円以下の罰金	6月以下の懲役又は10万円以下の罰金
反則金	大型…7千円 普通…6千円 二輪…6千円 原付…5千円	大型…2万5千円 普通…1万8千円 三輪…1万5千円 原付…1万2千円
点数	1点	3点

画面を注視するのもNG!

**さらに事故を起こした** 携帯電話使用等（交通の危険）…通話（保持）、画像撮影（保持）することによって交通の危険を生じさせる行為

	改正前	改正後
罰則	3月以下の懲役又は5万円以下の罰金	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
反則金	大型…1万2千円 普通…9千円 三輪…7千円 原付…6千円	適用なし (反則金制度の対象外となり、すべて罰則の対象に)
点数	2点	6点(免許停止)

即、免許!

